村山市監査委員公告　第20号

監査の結果に基づき講じた措置について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について公表します。

令和8年10月28日

村山市監査委員　　古　瀬　忠　昭

村山市監査委員　　寺　崎　智　広

1. 監査の種類
　令和8年度　定例監査

2. 措置を講じた対象課等
　政策推進課

3. 監査の期間
　令和8年9月18日（金）～10月8日（木）

4. 監査の結果及び講じた措置内容
　別紙のとおり

（別紙）

監査の結果	措置状況
【指摘事項】 ■予算の計画的・効率的執行について 　郵便切手等の購入について、年間需要を大幅に超える数量を年度末に購入し、使用することなく受払簿により管理していることが認められた。 　計画的かつ効率的な予算執行に努められたい。	この度の切手については、年度末に発送予定の必要数を買ったが、使用せずに残っているものである。 　現在ある切手については、10 月 8 日付で総務課へ移管した。今後発送予定の文書については、後納郵便で発送する。
■歳入歳出事務について 　歳入調定及び支出負担行為について、速やかに処理されたい。 ・通知に対応した調定手続きが 2 か月を超えて遅れているもの（1 件） ・支出負担行為が 1 件当たり 90 日以上遅れているもの（5 件）	10 月 9 日の朝礼時に課職員に対し、指摘事項の内容及び事務処理の徹底について改めて指導した。 　今後も、伝票処理のもれ等がないかについて、定期的（月末）に朝礼等で周知していく。
【注意事項】 ■歳入事務について 　甑葉プラザ利用者に係る実費負担金の歳入事務について、納期限までに納付していない利用者に対し、文書での督促を行っていないことが認められた。 　地方自治法施行令 171 条及び市財務規則 49 条に則った、適正な事務処理に努められたい。	納期限に納付していない利用者に対しては、地方自治法施行令 171 条及び市財務規則 49 条に則り文書で督促を行うなど、適正な事務処理を行うこととした。
■歳入歳出事務について 　歳入調定及び支出負担行為について、速やかに処理されたい。 ・通知に対応した調定手続きが 1 か月を超えて遅れているもの（1 件） ・支出負担行為が 1 件当たり 60 日以上遅れているもの（11 件）	10 月 9 日の朝礼時に課職員に対し、指摘事項の内容及び事務処理の徹底について改めて指導した。 　今後も、伝票処理のもれ等がないかについて、定期的（月末）に朝礼等で周知していく。